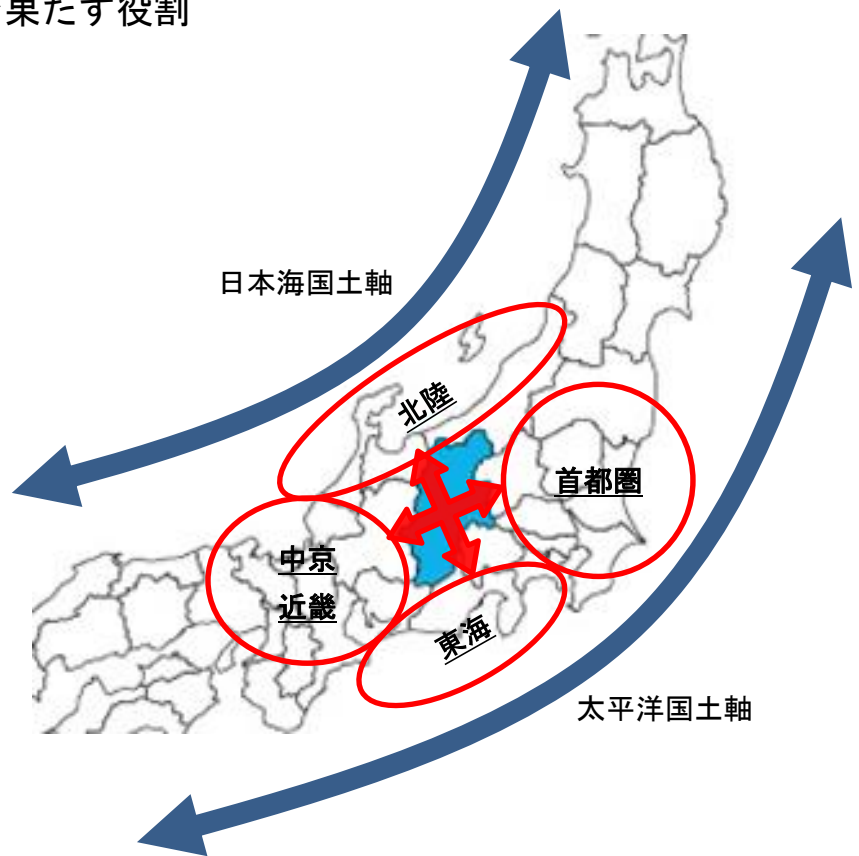


2 広域連携

1 長野県が広域連携で果たす役割

長野県は日本海と太平洋の中間に位置し、首都圏、中京等、北陸、東海地方に隣接する、本州の中心に位置しています。今後発生が予想される「南海トラフ地震」「首都直下地震」といった大規模自然災害の発生時には、県内被害への対応を第一にしながらも、県外被災エリアを内陸から後方支援する立地にあります。

また、糸魚川－静岡構造線の地震といった県内の災害発生時には、首都圏、中京等、北陸、東海地方から救助・救急や不足物資を補うため等の支援を受けることが可能な位置にあります。



長野県では、広域的な応援体制を構築するため、全国知事会、関東地方知事会、中部圏知事会による災害時相互応援協定を締結しており、平成 27 年 9 月の台風第 18 号に伴う「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」では、関東地方知事会の協定に基づき、茨城県のカバー県として、災害発生当日に茨城県庁に連絡員を派遣し、飲料水等の物資の直接支援、各都県との支援調整などの対応を実施しました。こうした広域的な相互応援は、警察、消防、自衛隊においても行われ、迅速な救助等の支援に的確に対応します。

平成 27 年 8 月には、地震災害等により同時に被災する可能性が低いと考えられる新潟・山梨・静岡・長野の中央日本 4 県による相互応援協定を新たに締結しました。この協定により、4 県は相互の情報交換を更に活発化し、訓練等を通じてノウハウを蓄積していくなどの「事前の備え」を推進していきます。また、多くの県内市町村においても、県外の市町村と相互応援協定を締結し、広域的な相互応援を行う仕組みが整備されており、被災した自治体が単独では対応できない

規模の災害発生時において、救助や復旧に関する相互応援が行われます。

長野県、長野県市長会、長野県町村会の代表者による「県と市町村との協議の場」（平成 23 年から開催）において、東日本大震災や長野県北部の地震といった災害を踏まえ、県外で発生した災害に対する他県への支援について、県と市町村が一緒になって被災県を支援する仕組みが検討されました。平成 24 年に開催された協議の場において、「長野県合同災害支援チーム」の設置が了承され、県及び市町村職員で構成する先遣隊（被災県の情報収集等）の派遣や、現地支援本部（現地で必要とする物資等の把握、受入体制の整備等）、後方支援本部（長野県内で支援物資の調整等）を設置することになっています。今後は、これらが有効に機能するよう、マニュアル等の整備や訓練等を引き続き実施する必要があります。

世界経済を支える国内民間企業のサプライチェーンを途絶させないために、津波により甚大な被害を受ける地域の代替交通機能を確保するため、基幹的交通ネットワークを早期に回復させ、東日本、西日本の相互物流を維持するなど、日本の中心に位置する県として、物流の結節点の役割を果たすことが重要です。そのためにも、広域的な複数の経路の確保や物流の途絶防止機能を高めるため、中部横断自動車道や三遠南信自動車道及び中部縦貫自動車道の高規格幹線道路をはじめとする基幹的交通ネットワークの整備が必要です。また、輸送力や安全性の向上を図るため、上信越自動車道の 4 車線化の促進も必要です。

長野県は、津波被害がない県という利点を生かし、特に被害が甚大なものとなることが予想される太平洋の沿岸部に対して、松本空港及び松本平広域公園周辺を広域防災拠点とした救助・救援や救援物資搬送の活動体制を、周辺住民の理解を得ながら整える必要があります。

国土交通省において中部圏を所管する中部地方整備局は、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議を開催し、中部圏地震防災基本戦略に基づく取り組みを行っています。この戦略では、東日本大震災の教訓を受けて、「災害に強いまちづくり」といった 10 の課題を示し、中部圏の関係機関が連携して取り組むこととしています。この基本戦略の中の「防災拠点のネットワーク形成に向けた検討」（広域防災拠点の整備など）において中部地方整備局は、松本空港及び松本平広域公園周辺、飯田運動公園を中部圏における広域防災拠点施設候補として位置付けており、南海トラフ地震が発生し、太平洋側沿岸部の支援が必要となった場合、緊急支援物資の広域輸送、広域支援部隊のベースキャンプ等、人員や物資の広域的な流れを扱う拠点として、使用する可能性があります。

2 広域受援計画 災害教訓

広域受援計画は、大規模災害時に国や他県などから広域的な人的、物的応援を円滑に受入れ、被災者に迅速に届けるために、広域防災拠点の配置や運用の明確化、機関別の役割分担など、大規模災害時における具体的な受援体制の構築を行うものです。

大規模災害時に、外部からの応援について被災地方公共団体がどのように受け入れるかについては、従来から課題とされてきました。そのような中、平成28年に発生した熊本地震では、国によるプッシュ型支援による支援物資の円滑な受入れと被災者への供給、多くの地方公共団体等から派遣される応援職員の受入体制など受援に係る課題が明らかとなりました。

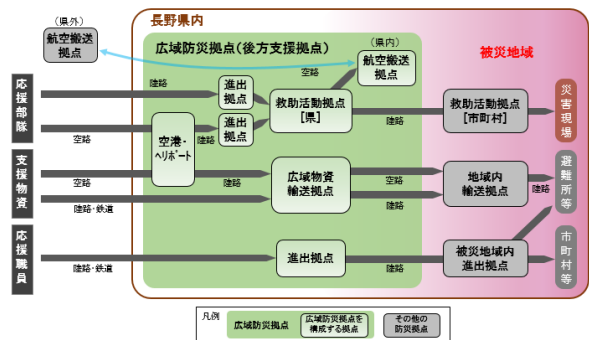
これらの課題を解決するため、内閣府により平成29年3月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」が整備されており、これを参考に長野県では平成30年度までに広域受援計画を整備することとしています。

長野県の広域受援計画は主には2つの計画より構成されます。

① 広域防災拠点計画

県内において想定されるいかなる災害に対しても、陸路、空路を活用し、各方面から迅速な救助・消防・医療活動や支援物資の輸送・応急復旧活動等に係る支援を受け入れるため、広域防災拠点（後方支援拠点）の地理的要件、必要な機能等を明確にし、必要な整備を行う計画

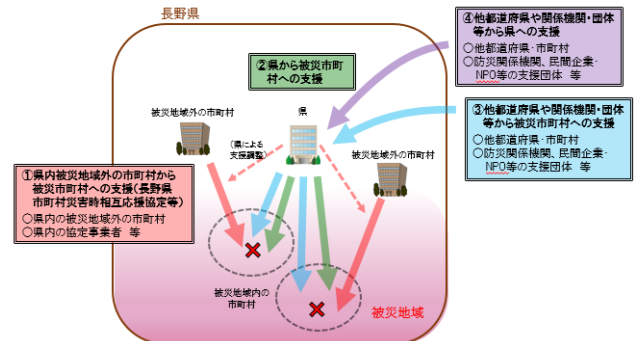
【広域防災拠点の利用イメージ】



② 機能別活動計画

大規模災害時における、県外からの支援が必要な業務を具体化し、その対応の流れ及び調整窓口を明確化することにより、県及び市町村に対する人的、物的支援を円滑に受け入れるための計画

【機能別活動計画のイメージ】



県では、広域受援計画に基づき、受援に際して必要とされる施設等については順次整備を行っていくとともに、大規模災害に際して各関係機関が円滑に活動や連携が行えるよう、受援に係る共同訓練などを進めてまいります。